



異議・不服申立て手順

ペリージョンソン ラボラトリー アクレディテーション インク

すべての有効なシステムは、不当な取扱いを受けていると感じる利害関係者が、その異議を公正な場に持ち込む手段を備えていなければならない。ペリージョンソンラボラトリーアクレディテーションインク（PJLA）では、トップマネジメントが任命する特別委員会が、異議ならびに不服申立て事項を審問する。本手順書は利害関係者が合意できない決定事項を覆すためにその議論を提示する手順を規定する。



異議・不服申立て手順

1.0 総則

- 1.1 目的: 異議申立てに対して公平且つ公正な対応を求めるプロセス、及び組織が PJLA の決定事項に不服申立てするためのプロセスを規定する。
- 1.2 適用範囲: PJLA のすべての利害関係者。

2. 関連手順、定義、書類

- 2.1 ISO/IEC 17011:2017
- 2.2 IPL-2 : 品質マニュアル
- 2.3 IPL-1 : 定款
- 2.4 SOP-1 : 認定手順
- 2.5 SOP-5 : 品質記録手順
- 2.6 SOP-9 : 苦情処理手順
- 2.7 SOP-11 : 認定の一時停止、撤回及び縮小手順

3. 責任

- 3.1 IPL-1『定款』に従い、判定委員会の委員が PJLA のトップマネジメントにより任命される。
- 3.2 トップマネジメントは、判定委員会の委員が力量を有しており、処理する異議と不服申立ての内容に対して利害関係を有していないことを確実にする。異議が不服申し立てされた場合、個別の委員が選定され、公平な決定がなされることを確実にする。

4.0 異議の申立て手順

- 4.1 すべての異議において、代表取締役社長/オペレーションマネージャーが適切な情報を利害関係者から収集する。PJLA の方針及び適用される規格に沿ってその異議を評価し、それを解決するために全ての合理的な努力を尽くす。



異議・不服申立て手順

- 4.2 代表取締役/オペレーションマネージャーが、有効な異議かどうか決定を下せない場合、小委員会が設置される。この小委員会には、少なくとも2人の関係者から構成される。
- 4.3 小委員会の委員が互いに結論に到達した時点で、代表取締役社長/オペレーションマネージャーが、異議申立て側に異議解決を与える。この時点で、代表取締役社長/オペレーションマネージャーは、決定に対して異議申立て側が不服を申立てる権利を有することを通知する。

5.0 不服の申立て手順

- 5.1 トップマネジメントは、ISO/IEC 17011:2017 に従い、定款 (IPL-1) に規定されている裁定委員会として機能する特別委員会を任命するのに必要な手順を始める。
- 5.2 不服申立て側は、その不服の実例を指摘するために弁護士を選定し、書面で代表取締役社長/オペレーションマネージャーにその名前を通知する。不服申立て側が、代理人選定の支援を必要とするならば、代表取締役社長/オペレーションマネージャーが支援する。代理人の名前は不服申立て側に通知され、もしこの代理人が今回の実例を指摘するのに利益相反があると感じ取るならば、不服申立て側は、これを拒否する権利を有する。
- 5.3 裁定委員会は、不服及び全ての適切な情報に関する情報を全て持っていることを確認する。
- 5.4 代表取締役社長/オペレーションマネージャーは、PJLA の立場を代表する適切な弁護士を選定する。
- 5.5 委員長は不服申立て側及び PJLA の弁護士に裁定委員会の構成員を通知する。これは、両者が裁定委員会に対し異議を唱える機会を与えるためである。この構成に異議がある場合、裁定委員会の委員長は、代表取締役社長/オペレーションマネージャーと協議して、裁定委員会の構成について最終的な決定を下す。
- 5.6 裁定委員会は委員が同意した場所及び時間に会合し、不服申立て側の正当性を検討するために非公開の会議を持つ。裁定委員会は、不服申立て側及び PJLA の弁護士に調査や討議に必要な客観的証拠の提出を要請することができる。不服申立て側及び PJLA の弁護士は、必要とみなす如何なる証拠及び/又は口頭弁論を提起する機会が与えられる。



異議・不服申立て手順

- 5.7** 裁定委員会は、議論が出尽くしたと思われる時点で無記名投票を行う。決定は多数決で決められる。投票は不服申立てされた実例について PJLA の決定を支持する場合は「賛成」、反対の場合は「反対」と書く。
- 5.8** 裁定委員会は、委員会が必要と認める全情報を含んだ、決定事項を説明する要約の下書きを作成し、不服申立て側の弁護士及び PJLA 側の弁護士両者にその写しを提供する。裁定委員会は、その審議の詳細を公開する義務を負わない。
- 5.9** 裁定委員会の決定はその不服申立ての実例において拘束力を持つ。
- 5.10** 裁定委員会は、代表取締役社長/オペレーションマネージャーが書面にて不服申立て側の弁護士の氏名を受理してから 30 日以内に概要を提出する。
- 5.11** フォローアップのアクションが必要される場合、代表取締役社長/オペレーションマネージャーがそれを監督する。

6.0 記録

- 6.1** すべての異議、裁定委員会委員の選定プロセス、及び裁定委員会の決定事項に関する記録は、SOP-5 に従って維持される。